

# 所得が低い方の保険料が変わります！

## 10月から 低所得者の介護保険料が安くなります

高齢化に伴う保険料水準の上昇や、消費税引き上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、平成27年4月から消費税による公費を投入し、所得段階第1段階の方の介護保険料の負担軽減を実施してきました。

10月からの消費税率引き上げに合わせて、さらに所得段階第1～3段階の方の保険料負担の軽減を行いますので対象の方はご確認ください(下表参照)。※令和2年度は保険料軽減が完全施行され、軽減がさらに強化されます。

【問い合わせ】高齢福祉課介護保険室(☎282-1711 内線1163)

### 【介護保険料負担の軽減】

所得段階		平成30年度	令和元年度(平成31年度)
第1段階	次のいずれかに該当する方 ▽生活保護を受けている ▽世帯全員が住民税非課税の老齢年金受給者である ▽世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	年額2万7,000円 (月額2,250円)	年額2万2,500円 (月額1,875円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の方	年額4万5,000円 (月額3,750円)	年額3万7,500円 (月額3,125円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の方	年額4万5,000円 (月額3,750円)	年額4万3,500円 (月額3,625円)

## 10月から 年金生活者支援給付金の制度が始まります

10月から、所得の低い年金受給者の方への年金生活者支援給付金の制度が始まります。これにより、基準額月5,000円が支給されます。

【問い合わせ】ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)

### 【年金生活者支援給付金対象の方へ】

- ▼老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(▽65歳以上で老齢基礎年金を受給している ▽世帯全員が住民税非課税 ▽前年の年金収入額と所得額の合計が87万9,300円以下)を全て満たす必要があります。
- ▼金額は保険料を納めた期間等によって異なり、基本的に10月・11月分は12月(年金の支払いと同日)に振り込みます。

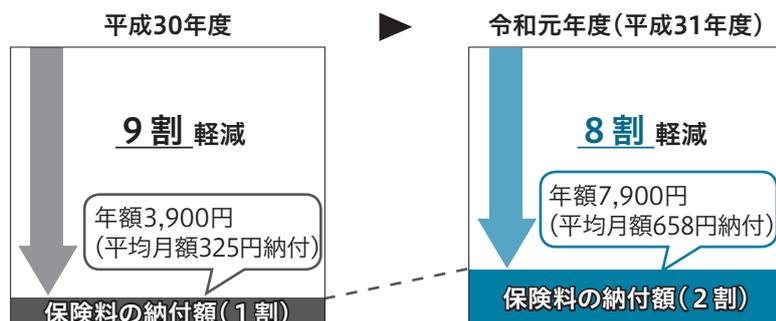
令和元年度(平成31年度)分から

## 後期高齢者医療保険料の均等割が8割軽減になります

医療保険料の均等割について、これまで特例措置で9割軽減となっていた75歳以上の方(65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方を含む)は、今年度から8割軽減が変わります(下図参照)。なお、医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からとなります。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1134・1135)

### 【9割軽減となっていた方の医療保険料の変化】



介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、医療保険を将来にわたり安心してできる制度にするための見直しであることをご理解ください。



※令和2年度以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。